事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(大牟田市地域防災計画、ハザードマップ)

大牟田市は、熊本県と隣接する福岡県の南端に位置し、東を緩やかな丘陵地と西を干拓地や埋立 地に挟まれた低平地が中央に拡がる。

また、干満の差が日本一大きい有明海に面し、風水害では潮位の影響を受けやすく、満潮時と台風接近が重なることで高潮が発生し、甚大な被害が発生したことがある。

昭和17年の台風16号では、高潮により堤防が決壊し多数の家屋が流失、浸水した。

また、大雨では平成2年以降、30年間大規模な被害は発生していなかったが、令和2年7月豪雨では、時間雨量100ミリ近い激しい雨が2時間以上降り続き、内水氾濫や中小河川の溢水等が発生し市域の4分の1が浸水するとともに、山間部を中心に多数の土砂災害が発生した。

(洪水:ハザードマップ)

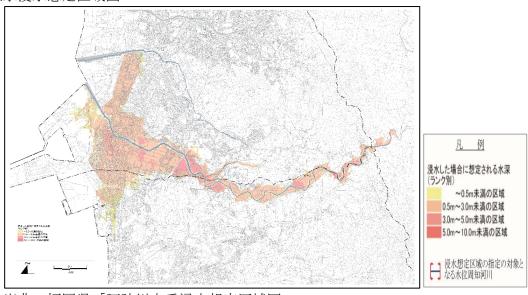
当市のハザードマップは、国が公表している矢部川、福岡県が公表している諏訪川、堂面川の3 河川の水系を対象としている。

このハザードマップによると、矢部川水系の氾濫により昭和開で最大浸水 $3\sim 5$ m、諏訪川水系の氾濫により神田町で最大浸水 $5\sim 1$ 0 m、堂面川水系の氾濫により大黒町等で最大浸水 $3\sim 5$ mが想定される。

当所が立地する市街地地域においては、諏訪川、堂面川の氾濫による浸水想定区域には入ってはいない。

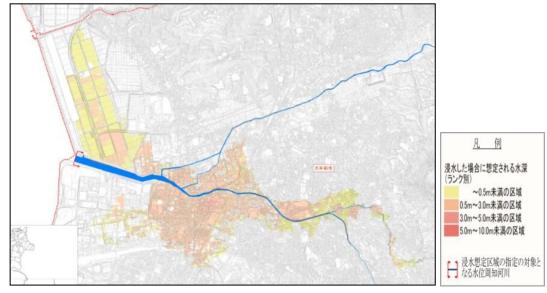
小売業、飲食・サービス業が多い新栄町・旭町地区は、地区内のほとんどが3m未満の浸水が想定されている。また、諏訪川下流域である天領・三川地区は、当市南地区の小売業、飲食・サービス業が集積しており、地区内の多くが3m未満の浸水が想定されている。さらに、小売業・卸売業が集積する銀水地区は、地区内のほとんどが3m未満の浸水が想定されている。

■諏訪川 洪水浸水想定区域図



出典:福岡県「諏訪川水系浸水想定区域図」 ※想定雨量 24時間雨量 993mm

■堂面川 洪水浸水想定区域図



出典:福岡県「堂面川水系浸水想定区域図」 ※想定雨量 24時間雨量 1,059mm

令和2年7月豪雨浸水マップによると、当市の約26%が浸水しており、樋口町で約1.8m浸水したと推定される。

河川の氾濫は発生していないが、数箇所で溢水・越水が確認されている。主な浸水の原因は、内水氾濫によるもので、前記した新栄町・旭町地区、天領・三川地区、銀水地区では多くの建物で床上浸水被害があった。家屋の浸水被害は、床上浸水1,266棟、床下浸水1,054棟(令和4年5月31日現在)、事業所の被災証明発行件数は、589件(令和3年10月1日現在)となっている。

■令和2年7月豪雨浸水マップ



出典:大牟田市「令和2年7月豪雨災害浸水マップ」 ※実績雨量 1時間最大雨量73.0mm 3時間最大雨量188.5mm 24時間雨量446.5mm (気象庁設置アメダス観測値)

(土砂災害:ハザードマップ)

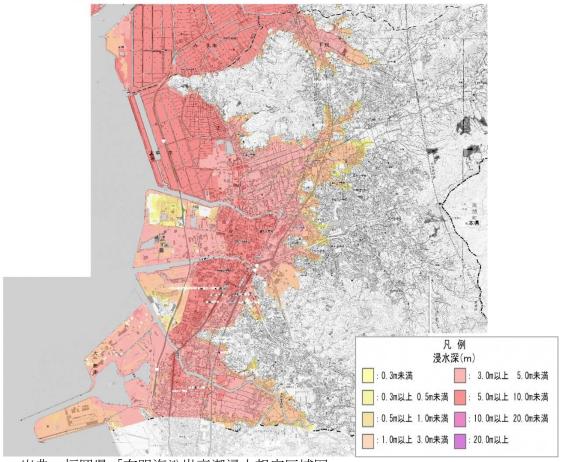
当市のハザードマップによると、土砂災害の発生の可能性がある土砂災害警戒区域が299箇所、その内建物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあるとして土砂災害特別警戒区域が276箇所指定されている。

特に、東部の丘陵地の天の原地区、玉川地区、三池地区、上内地区は、急傾斜地の崩壊や土石流の警戒区域等が点在しており、この地区には、大牟田テクノパークや勝立工業団地があり、製造業、運送業が立地している。

(高潮:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域をはじめ、当市の約32%が浸水想定区域になっており、小浜地区や新地地区などをはじめとした江戸時代以降に干拓事業で広がった地域を中心に、最大浸水 $5\sim10$ mが想定されている。

■有明海沿岸高潮浸水想定区域図



出典:福岡県「有明海沿岸高潮浸水想定区域図」

※想定台風規模 中心気圧900hPa 移動速度時速73km

(津波:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、三池港の一部、諏訪川下流域右岸、昭和開、隈川中流域右岸が 浸水想定区域となっており、昭和開等で最大浸水1~2mが想定されている。

※最大津波高0.61m 最大津波到達時間47分

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、ケース4.5.11及び 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震の4つの津波断層モデルを福岡県で選定。 (地震:福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書)

福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書によると、水縄断層の想定では、今後30年の発生予測は、ほぼ0.0%であるが、発生した場合は最大震度6弱が予測されている。その場合には、人的被害やライフライン施設等の被害も予測されている。

(感染症等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 5,405人
- ・小規模事業者数 4,116人

【内 訳】

	RI J H/VA						
	業種	商工業者数	小規模 事業者数	備考(事業所の立地状況等)			
商工業者	建設業	5 0 3	472	市内に広く分散している。			
	製造業	273	207	有明海沿岸地区と上内地区、勝立地区に多い。			
	卸・小売業	1, 573	1, 098	市内に広く分散している。			
	宿泊・飲食業	7 8 2	7 3 4	主に中心地区に多い。			
	サービス業	1, 514	1, 245	主に中心地区に多い。			
	その他	760	360	市内に広く分散している。			

出典:総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」(民営事業所を対象)

(3)これまでの取組

- 1) 当市の取組
 - ・防災計画の策定(平成26年2月策定、令和4年5月改定)、防災訓練の実施
 - 防災、感染症等対策備品の備蓄
 - ・大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(平成28年3月)
- 2) 当所の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・包括連携協定を締結している損害保険会社4社(東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン ㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、三井住友海上火災保険㈱)と連携した事業者BCP策 定の支援と災害に対応する損害保険への加入促進
 - 事務局職員内の安否確認用連絡網作成等
 - 防災備品や感染症対策備品の備蓄

Ⅱ課題

現状では、大牟田市と当所が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。

当所では、巡回・窓口相談やホームページ・所報・セミナー等を通じBCPを周知してきたが、

事業者に災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。そのため、小規模事業者のBCP策定までつながっていない。

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

皿 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性 を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡及び情報共有を円滑に行うため、当所と当市との間における被害 情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年10月1日~令和9年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・当市において策定した「大牟田市地域防災計画」や「大牟田市新型インフルエンザ等対策行動 計画」に加え、本計画に基づき、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取 り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等のリスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の 損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・所報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の 必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む 小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行 政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

・ 令和5年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・包括連携協定を結ぶ損害保険会社4社に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや 損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償)の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・大牟田市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を開催し、状況確認や改善 点等について協議する。(年1回開催)

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じ実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認(安否確認)

- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大牟田市における健康危機管理対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤を せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。			
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」等、大きな被害が発生している。			
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。			

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

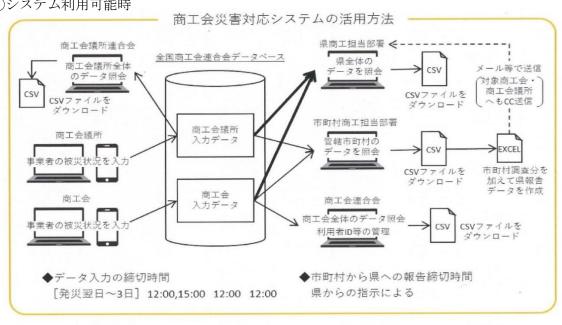
災害発生当日~1日	1日に2回共有する
災害発生後2日~3日	1日に1回共有する
災害発生後4日以後	状況に応じて随時情報共有

・当市で取りまとめた「大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な 情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実 施する。

<3. 発災時における連絡体制>

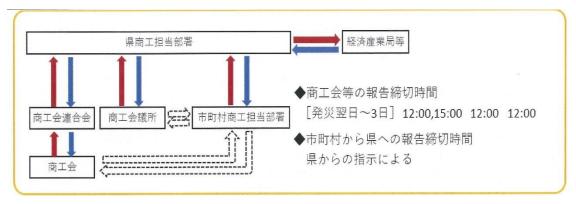
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことが できる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法につい て、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当所又は当市より県の商工担 当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情 報を福岡県の指定する方法にて当所又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、大牟田市産業振興課 へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会被害対応システムが利用できない場合は、メールまたは、FAX等により情報共有 又は報告を行う。
- 報告時間について、当所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、 3日目の12:00とし、発災時、県からの指示があった場合は、その指示によるものとす る。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当所は被害状況を県指定様式に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

ı							
具中小企業振興課	経営支援係 〇〇・	〇〇宛て【電子メー	ルにて送付:(メールアドレス	keieishien@pref.fukuoka.lg.jp)]		
		令和〇年〇月〇	日の大雨によ	る商工被害状	現出日	: 令和〇年〇月〇	
					団体名:		
					記入担当者:		
被害箇所					被害状况		
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(遺物、盲品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく影響してください)	新規=前回報告に無か	
00郡00町0丁目-0	-	₩○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	った情報	
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	変更が無い場合	
	展中小企業振興課 所在地 DOWOONOTE-O	表中小企業振興課経営支援係 〇〇・ 被害箇 所在地 商店街の場合は 商店街名	中小企業振興課経営支援係	限中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛で【電子メールにて送付: (令和○年○月○日の大雨によ 被害箇所 所在地 商店街の場合は 商店街名 事業所名 業種	R中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付: (メールアドレス 令和○年○月○日の大雨による商工被害状: 被害箇所 所在地 商店街の場合は 商店街名 事業所名 業種 被害額	R中小企業振興課経営支援係 OO・OO宛で【電子メールにて送付: (メールアドレス keieishien@pref. fukuoka. lg. jp)】	

く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、大牟田市と相談する(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、当所は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を 対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国・県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派 遺等を県等に相談する。

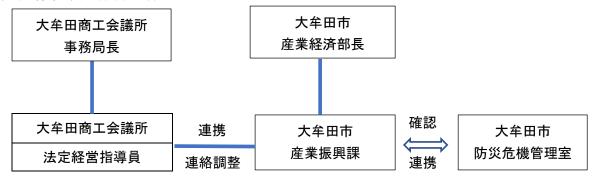
※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年7月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経 営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 中村 久斗 (連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
 - ①商工会/商工会議所

大牟田商工会議所

〒836-0843 福岡県大牟田市不知火町1丁目4-2

TEL: 0 9 4 4 - 5 5 - 1 1 1 1 / FAX: 0 9 4 4 - 5 5 - 1 1 1 4

E-mail: omutacci@omutacci.or.jp

②関係市町村

大牟田市 產業経済部 產業振興課

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3

TEL: 0944-41-2724 / FAX: 0944-41-2751

E-mail: e-sangyoushien02@city.omuta.fukuoka.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	5 0 0	1,500	1,500	1,500	1,500
• 専門家派遣費	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	500
・協議会運営費	5 0	1 0 0	1 0 0	100	1 0 0
・セミナー開催費	200	600	600	600	600
・パンフ、チラシ作成費	5 0	100	1 0 0	100	100
・防災、感染症対策費	100	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、大牟田市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ① 東京海上日動火災保険株式会社 久留米支社 支社長 小柳 裕之 〒830-0017 久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル 7階 TEL 0942-33-9231
- ② 損害保険ジャパン株式会社 大牟田支社 支社長 髙田 美由紀 〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3-4 TEL 0944-55-5090
- ③ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 久留米支社 支社長 安井 信一 〒830-0032 久留米市東町35-3昭光ビル7F TEL 0942-33-9111
- ④ 三井住友海上火災保険株式会社 大牟田支社 支社長 三上 剛 〒836-0843 大牟田市不知火町2丁目7-5 フォレスト第2ビル3F TEL 0944-53-2631

連携して実施する事業の内容

- ・ハザードマップWebアプリ等による災害リスク等の周知
- ・各種セミナー(BCP作成、リスクファイナンス、災害保険説明等)の開催
- ・事業継続計画(BCP)策定支援
- ・事業継続マネジメント(BCM)体制構築支援

連携して事業を実施する者の役割

- ① 東京海上日動火災保険株式会社
 - ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知
 - BCP及び事業継続力強化計画の策定支援
 - 各種セミナーなどの実施
- ② 損害保険ジャパン株式会社
 - ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知
 - ・BCP及び事業継続力強化計画の策定支援
 - 各種セミナーなどの実施
- ③ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 - ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知
 - ・BCP及び事業継続力強化計画の策定支援
 - ・各種セミナーなどの実施

- ④ 三井住友海上火災保険株式会社
 - ・BCP、事業継続力強化計画の策定支援、コンサルティング
 - ・各種セミナー等による情報提供
 - ・災害リスクやリスクファイナンス等に関する周知
 - ・事業継続力強化計画策定ワークショップ
 - ・事業継続力強化計画策定よろず相談

(見込まれる効果)

①、②、③、④と連携することにより、より多くの小規模事業者等へ災害や感染症のリスク認識と 事前対策の重要性が理解され、災害や感染症発生時に経営等への影響を最小限に留められ、事業 継続並びに早期復旧が期待される。

連携体制図等

小規模事業者等



大牟田商工会議所 (事務局長) (法定経営指導員)

連携

大牟田市 (産業振興課)









東京海上日動 火災保険 株式会社 損害保険 ジャパン 株式会社 あいおい ニッセイ 同和損害保 険株式会社 三井住友海上 火災保険 株式会社